

厚岸町告示第32号

厚岸町空家等対策の推進に関する条例第13条第1項及び第2項ただし書の規定に基づき緊急安全措置を講じたので、同条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年7月13日

厚岸町長 三 浦 克 宏



記

- 1 対象となる特定空家等の所在地
北海道厚岸郡厚岸町御供1530-3
- 2 措置日
令和8年7月2日
- 3 措置内容
物置の解体撤去及び井戸蓋閉塞（別紙のとおり）

